別紙様式第２

岡山県指令福企第　　　号

令和　　　年　　　月　　　日

　市町村長　殿

岡山県知事

令和７年度岡山県少子化対策重点推進交付金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付け、番　　　号で交付申請のあった令和７年度岡山県少子化対策重点推進交付金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）第５条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第７条の規定により通知する。

記

１ 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和７年度岡山県少子化対策重点推進交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条に定める事業であり、その内容は令和　　年　　月　　日付け申請書記載のとおりである。

２　事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

　　　　　　　総事業費 金 千円

　　　　　　　交付決定額 金 千円

３　事業に係る事業実績報告は、交付要綱の第１２条に定めるところにより行わなければならない。

４　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における規則第８条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和　　　年　　月　　日とする。